

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本非営利組織評価センター（以下「この法人」という。）定款第17条及び第34条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 役付き役員とは、理事のうち、代表理事、業務執行理事をいう。
- (3) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、105条及び196条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役付き役員には、（別表）役付き役員報酬表に掲げる金額を上限として、毎事業年度ごとに理事会において決定し、支給するものとする。ただし、本人の希望があれば支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条 この法人の役付き役員の定例報酬月額の上限額は、（別表）役付き役員報酬表のとおりとし、各事業年度における支給額及び支給期間は、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 役員等に対する報酬等の支給基準については、次のとおりとする。

- (1) 役員等に対する報酬等は、月例報酬とする。
- (2) 報酬額の算定方法は、第4条で定めたとおりとする。
- (3) 支給日は当月の25日（その日がこの法人の休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ）とし、当該役員等の指定する銀行の口座への振り込みによって行う。
- (4) 支払いは、日本国通貨で行う。

(退職慰労金)

第6条 役員等に退職慰労金は、支給しない。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年(2016年)6月16日から施行する。

この規程は、2018年6月22日から施行する。

この規程は、2022年3月31日から施行する。(2022年3月31日評議員会議決)

この規程は、2022年12月9日から施行する。(2022年12月9日評議員会議決)

(別表) 役付き役員報酬表

	定例報酬月額(上限)
代表理事	100,000円
業務執行理事	100,000円